

○再入学に関する規程（学則第73条の2）

（目的）

第1条 この規程は、学則第73条に基づき、再入学の取り扱いに関して必要な事項を定める。

（再入学の出願資格）

第2条 再入学を願い出ることができる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 学則第72条の規定により退学した者又は学則第95条第2号から第5号までの規定により除籍になった者
- (2) 退学又は除籍期日を含む年度の末日から、7年以上を経過していない者
- (3) 在学年限内に卒業できる見込みがある者

（再入学の時期）

第3条 再入学の時期は、学年の始とする。

（再入学できる学部、学科、学年等）

第4条 再入学を願い出ることができる学部、学科及び専攻コースは、退学又は除籍時に在籍していた学部、学科、専攻コースとする。

- 2 改組等により、在籍した学部・学科等がなくなったときは、教務部委員会で審議の上、出願させる学部、学科、専攻コースを決定し、受け入れる学部教授会の承認を得るものとする。

（所管部署）

第5条 再入学に関する事項は、教務部が所管し、事務は教務課が取り扱う。

（出願手続き）

第6条 再入学を希望する者は、教務部の発表する再入学試験要項に従い、所定の期間内に願書その他必要な書類を教務課へ提出しなければならない。

（考査）

第7条 前条の出願に基づき、各学部において再入学試験を実施する。

（入学手続き）

第8条 考査により再入学を認められた者は、所定の期間内に学費及び諸費を納入しなければならない。

- 2 再入学者の学費及び諸費は、再入学した年度の金額を適用する。ただし、入学金については半額とする。

(在学年限)

第9条 再入学者の在学年限は、退学又は除籍時の在学年数と合わせて、8年を超えることができない。

(学年、単位認定及び卒業要件)

第10条 再入学者の学年、既修得単位の認定及び卒業要件は、退学又は除籍時の単位修得状況に応じ、教務部委員会の議を経て、各学部教授会が決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教務部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2号の規定は、平成13年度入学者から適用する。